

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正等

1 改正の経緯

独占禁止法における課徴金制度は、違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として、昭和52年に導入された後、約40年が経過し、その間、数次の改正が行われてきた。しかし、近年、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は、このような認識の下、平成28年2月以降、課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催し、平成29年4月25日に「独占禁止法研究会報告書」を公表した。

同報告書の提言等を踏まえ、平成31年3月12日、一律かつ画一的に算定・賦課されている課徴金制度について、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るための「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出された。

同法律案は、令和元年5月30日に衆議院において、同年6月19日に参議院においてそれぞれ可決されて成立し、同月26日に公布された（令和元年法律第45号。以下「令和元年独占禁止法改正法」という。）。この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

2 改正法の内容

(1) 課徴金適用対象等の見直し

ア 納付を命ずる課徴金の額の計算において次に掲げる額等を算定基礎に追加することとした。

- ㉠ 違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等
- ㉡ 違反行為の対象となる商品又は役務に密接に関連する業務の対価の額に相当する額
- ㉢ 違反行為の対象となる商品又は役務を供給しないこと又は購入しないことに関して得た財産上の利益に相当する額

イ 違反行為が公正取引委員会による調査等の日の10年前の日前から行われているときは、違反事業者の実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすることとした。

ウ 納付を命ずる課徴金の額の計算において違反事業者から算定基礎となるべき事実に

係る事実の報告又は資料の提出が行われず算定基礎となるべき事実を把握することができない算定期間については、当該事業者や他の違反事業者等から入手した資料等に基づき算定基礎額を推計することができることとした。

(2) 課徴金算定率等の見直し

- ア 不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、当該行為が卸売業又は小売業に係るものである場合に適用する、納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率（以下「算定率」という。）に係る規定を廃止することとした。
- イ 不当な取引制限を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が調査開始日の1月前の日までに当該違反行為をやめた者（実行期間が2年未満である場合に限る。）であるときに適用する算定率に係る規定を廃止することとした。
- ウ 不当な取引制限を行った規模の小さい事業者に対する算定率の適用においては、当該事業者の子会社等が規模の小さい事業者に該当しない場合を除くこととした。
- エ 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合に適用される算定率について、次の規定を整備することとした。
- ⑦ 当該算定率の適用は、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合であって、当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた者に限ること。
 - ⑧ 調査開始日から遡り10年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合において、違反行為を行った者に対して適用すること。
 - ⑨ 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は承継した場合において、違反行為を行った者に対して適用すること。
- オ 他の事業者に対し違反行為をすること等を要求等した場合に適用される算定率を、次の行為をした者に対して適用することとした。
- ⑦ 他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に、当該違反行為に係る算定基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、又は仮装すること等を要求等すること。
 - ⑧ 当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出又は後記(3)ウによる協議の申出を行わないことを要求等すること。

(3) 課徴金減免制度の見直し

- ア 公正取引委員会の調査開始日前に、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限を行った者に限る。以下同じ。）が次に掲げる要件のうち⑦及び⑧

に該当するときは減算前の課徴金の額（以下「減算前課徴金額」という。）に100分の20を乗じて得た額を、(イ)及び(ロ)又は(ハ)及び(ニ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額を、(ホ)及び(ヘ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の5を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとした。

- (ア) 2番目に当該事実の報告等を行った者であること。
- (イ) 3番目に当該事実の報告等を行った者であること。
- (ロ) 4番目又は5番目に当該事実の報告等（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。(ホ)並びに後記イ(ア)及び(イ)において同じ。）を行った者であること。
- (ハ) 6番目以降に当該事実の報告等を行った者であること。
- (ニ) 公正取引委員会の調査開始日以後、違反行為をしていない者であること。

イ 公正取引委員会の調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者が、次に掲げる要件のうち(ア)及び(イ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額を、(ロ)及び(ハ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の5を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとした。

- (ア) 公正取引委員会の調査開始日前に当該事実の報告等を最初に行った者、前記(ロ)に該当する課徴金納付命令対象事業者及び公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が5に満たず、かつ、公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が3以下である場合において当該事実の報告等を行った者であること。
- (イ) 当該事実の報告等を行った者（(ア)に該当する者を除く。）であること。
- (ロ) 事実の報告等を行った日以後、違反行為をしていない者であること。

ウ 公正取引委員会は、前記ア又はイによる事実の報告等を行った事業者（以下「報告等事業者」という。）から協議の申出があったときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、前記ア又はイによる事実の報告等により得られ、並びに次の(ア)から(イ)までに掲げる行為により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が次の(ア)から(イ)までに掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が次の(ロ)に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができることとした。

- (ア) 当該協議において、公正取引委員会に対し、報告又は提出の申出を行った事実又は資料を当該合意後直ちに報告又は提出すること。
- (イ) 前記ア若しくはイによる事実の報告等又は(ア)に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

- (7) 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- (8) 上限割合（前記ア(7)から(4)までに該当する事業者については100分の40以下、前記イ(7)及び(4)に該当する事業者については100分の20以下の割合をいう。以下同じ。）の範囲内において、減算前課徴金額を減ずべき割合として定めた特定の割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

エ 公正取引委員会は、協議において報告等事業者から説明された前記ウ(7)から(4)までにより得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が合意後に新たな事実又は資料であって公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、その提出等に一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が次の(7)及び(4)に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が前記ウ(4)に掲げる行為をすることに代えて次の(4)に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができることとした。

- (7) 当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、当該新たな事実又は資料の報告又は提出を公正取引委員会に直ちに行うこと。
- (4) (7)により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- (4) 減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、特定割合に報告等事業者が(7)及び(4)に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として当該合意で定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内で、公正取引委員会が当該行為により得られた公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（以下「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額することとする。

オ 減免報告者が次の行為をした場合、課徴金減免制度を適用しないこととした。

- (7) 他の事業者に対し事実の報告及び資料の提出又は協議の申出等を行うことを妨害していたこと。
- (4) 正当な理由なく、事実の報告及び資料の提出を行った旨又は合意若しくは協議を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。
- (4) 前記ウによる合意（前記エ(7)から(4)までに掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）に違反して当該合意に係る行為を行わなかったこと。

(4) 排除措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続の整備

ア 違反行為が既になくなっている場合において、当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる期間及び課徴金の納付を命ずることができる期間を、当該違反行為がなくなった日から7年とすることとした。

イ 違反行為をした法人事業者がその子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部

を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、公正取引委員会は、当該子会社等に対し、当該違反行為に係る課徴金の納付を命じなければならないものとする規定を、公正取引委員会の調査開始日以後に事業の譲渡又は承継が行われた場合に加え、公正取引委員会の調査開始日前に行われた場合についても適用することとした。

(5) 延滞金の割合の見直し

課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を年14.5パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とすることとした。

(6) 罰則規定の見直し

ア 調査における強制処分に係る罰則としての罰金の上限額を300万円に引き上げるとともに、行為者を罰するほか、法人等に対しても罰金刑を科することとした。

イ 検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を2億円に引き上げることとした。

(7) 犯則調査権限の整備

犯則事件（独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件）を調査する場合において、公正取引委員会の職員は、記録命令付差押え等ができるようにする等、所要の規定を整備することとした。

3 新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて、令和元年独占禁止法改正法の施行に合わせて、独占禁止法第76条の規定に基づく規則や指針等を整備することとした。

第2 独占禁止法改正法の一部施行に伴う関係政令等の整備

令和元年独占禁止法改正法の改正規定のうち、延滞金の割合の見直しに係る部分の施行に伴い、独占禁止法施行令について所要の改正を行った（令和元年政令第176号。令和元年12月6日公布、令和2年1月1日施行）。また、同改正規定のうち、犯則調査権限の整備に係る部分の施行に伴い、「公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則」について、所要の改正を行った（令和元年公正取引委員会規則第5号。令和元年12月26日公布、令和2年1月1日施行）。

概要は以下のとおりである。

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令

令和元年独占禁止法改正法の施行により延滞金の割合が政令に委任されることに伴い、

延滞金の具体的な割合を、平成25年税制改正により引き下げられた国税における延滞税の割合と同様の水準とした。

また、これに併せて、還付加算金の割合を、平成25年税制改正後の国税における還付加算金の割合と同様の水準に改めた。

2 公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則

令和元年独占禁止法改正法で整備された犯則事件調査職員（独占禁止法第101条第1項に規定する公正取引委員会の指定を受けた職員）の記録命令付差押え等の権限を犯則事件調査職員証の様式に追記することを内容とする「公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則」（平成17年公正取引委員会規則第6号）の改正を行った。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。